出入国在留管理政策懇談会資料①

第７回会合
（永住許可制度の適正化について）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ＩＳＡ

令和７年９月２９日
出入国在留管理庁

永住許可制度の適正化について

法改正の趣旨

○　「**永住者**」の在留資格は、一定の要件（※）を満たすと認められる場合に許可される在留資格
その特徴として、活動・在留期間に制限がない

○　永住許可後には在留審査（在留期間の更新など）がないことから、永住許可時には満たしていた要件を許可後に満たさなくなるような場合がある

○　在留状況が良好と評価できない一部の悪質な永住者に永住許可を認め続けると、適切に在留している大多数の永住者への不当な偏見につながるおそれがあることから、このような場合に対応する措置を設けることとしたもの

（※）素行善良・独立生計・日本国の利益に合致（１０年以上の在留、公的義務の履行など）

法改正の概要

○　令和６年入管法改正により、**永住許可の要件を一層明確化し、その要件を満たさなくなった場合等の取消事由を追加**。

○　ただし、**定着性にも配慮することとし、引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合を除き、職権で在留資格を変更して引き続き在留を許可**。

○　また、国や地方公共団体の職員による在留資格の取消しに関する通報規定を整備。

※令和６年６月２１日に公布。３年以内の施行

永住許可要件の明確化

法律上の許可要件のうち、「日本国の利益に合する」との要件に、**「入管法の義務の遵守、公租公課の支払等」との説明を加えて法律で明確化した**。

永住許可制度の適正化に係る入管法改正について

令和６年改正入管法（関係条文抜粋）

永住許可要件の明確化

（永住許可）

第二十二条　在留資格を変更しようとする外国人で永住者の在留資格への変更を希望するものは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し永住許可を申請しなければならない。

２　前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号のいずれにも適合し、かつ、**この法律に規定する義務の遵守、公租公課の支払等**その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合にあっては次の各号のいずれにも適合することを要せず、（以下略）

一　素行が善良であること。

二　独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

取消事由の追加

（在留資格の取消し）

第二十二条の四　法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人（第六十一条の二第一項に規定する難民の認定又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

八　**永住者**の在留資格をもつて在留する者が、**この法律に規定する義務を遵守せず**（第十一号及び第十二号に掲げる事実に該当する場合を除く。）、又は**故意に公租公課の支払をしないこと**。

九　**永住者**の在留資格をもつて在留する者が、**刑法（中略）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪又は盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二十二条の罪により拘禁刑に処せられたこと**。

※「公租公課」について
「公租」：国税（所得税、相続税等）、地方税（住民税、固定資産税、自動車税等）等の租税全般、
「公課」：租税以外の公的医療保険（国民健康保険料、健康保険料）、公的年金保険料（国民年金、厚生年金）等の公的負担金全般

職権変更に係る規定の整備

（永住者の在留資格の取消しに伴う職権による在留資格の変更）

第二十二条の六　法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留する外国人について、第二十二条の四第一項第八号又は第九号に掲げる事実が判明したことにより在留資格の取消しをしようとする場合には、第二十条の規定にかかわらず、**当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合を除き、職権で、永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可するものとする。**

通報規定の整備

（在留資格の取消しに係る通報）

第六十二条の二　国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当たつて第二十二条の四第一項各号のいずれかに該当すると思料する外国人を知つたときは、**その旨を通報することができる。**

永住許可制度の適正化の目的と「ガイドライン」策定の経緯

入管法改正の目的とガイドライン策定の経緯

○　「**永住者**」**の在留資格は、一定の要件を満たすと認められる場合に許可される在留資格**であるが、永住許可後には在留審査（在留期間の更新など）がないことから、**永住許可時には満たしていた要件を許可後に満たさなくなる**ような場合がある。

○　在留状況が良好と評価できない一部の悪質な永住者に永住許可を認め続けると、**適切に在留している大多数の永住者への不当な偏見につながるおそれがあることから**、外国人と日本人がお互いを尊重して生活できる**共生社会の実現を目指すため**、入管法を改正し、

- **永住者の在留資格に関する「取消事由の追加」**
  （ただし、取消事由に該当する場合であっても、その定着性に配慮し、法務大臣が職権で在留資格の変更を許可することを可能）
- **国や地方公共団体の職員による在留資格の取消事由に関する「通報規定の整備」**

といった措置を設けることとした。

○　令和６年通常国会における改正入管法審議における様々な指摘に対して、在留資格を取り消すことが想定される事例等について**ガイドラインを策定し、公表する**旨政府側より答弁するとともに、衆議院・参議院における附帯決議（参考１）で「ガイドラインを作成し周知するなど、慎重な運用に努める」こととされた。

（参考１）衆議院・参議院における附帯決議（抜粋）

永住者に対する永住許可の取消及び職権による在留資格の変更を行おうとする場合には、既に我が国に定住している永住者の利益を不当に侵害することのないよう、定着性及び法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断するとともに、**具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること**。

（参考２）衆議院による修正（附則第25条）

（永住者の在留資格の取消しに係る規定の適用に当たっての配慮）
第二十五条　新入管法第二十二条の四第一項（第八号に係る部分に限る。）の規定の適用に当たっては、新入管法別表第二の永住者の在留資格をもって在留する外国人の適正な在留を確保する観点から、同号に該当すると思料される外国人の従前の公租公課の支払状況及び現在の生活状況その他の**当該外国人の置かれている状況に十分配慮するものとする**。

「ガイドライン」の策定・公表に係る検討事項

検討事項

※は特にご意見をいただきたい事項

○ **ガイドライン策定の趣旨・目的及び位置づけ（法的性質）について**
- ガイドライン策定の趣旨・目的
- 位置づけ（法的性質）

○ **ガイドラインに盛り込むべき事項について**
- ガイドラインのポイント
（１．故意に公租公課の支払をしないこと、２．入管法上の義務違反、３．特定の刑罰法令違反）

○ **「故意に公租公課の支払をしない」の考え方（公租公課）** ※
- 「故意に公租公課の支払をしない」を判断する要素について
- 判断要素の考え方

○ **通報の判断の考え方（公租公課）** ※
- 基本的な考え方
- 「通報」の判断のための検討事項
- 「通報相当」と考えられる事例/「通報不要」と考えられる事例

○ **職権変更/取消し（在留不可）に係る判断の考え方（公租公課）** ※
- 通報と取消手続のイメージ
- 職権変更／取消しに係る判断の考え方

○ **スケジュールについて**（令和９年４月運用開始）

国会審議の状況（ガイドライン策定の趣旨等について）

１．ガイドライン策定の趣旨・目的

①国又は地方公共団体の職員が通報の要否を検討する際の参考
②外国人及び関係者の予見可能性の確保
③（入管の）処分の公平性の確保

●令和６年５月２８日参・法務委員会における出入国在留管理庁次長答弁（抄）（ほか同旨答弁多数）

法務省としましては、**施行までに**、**国又は地方公共団体の職員が**故意に公租公課の支払をしないことに該当するとして**①通報の要否を検討する際に参考**としていただくとともに、**②外国人及び関係者の予見可能性を確保**するため、**在留資格を取り消すことが想定される事例についてガイドライン等として公表**することを予定しております。

●令和６年６月１１日参・法務委員会における出入国在留管理庁次長答弁（抄）

（前略）ガイドラインを策定して公表することは、手続の透明性を高めて、当事者の予見可能性を向上させるとともに、**③処分の公平性を確保すること**につながるものと考えております。

そして、入管庁としましては、本法案が施行されれば、**その執行において混乱が生じることのないよう、**法律の規定やその解釈指針を明確にしたガイドラインの趣旨に沿った適切な運用に努めるべきことは当然のことであると考えており、**個別の事案ごとに慎重に判断してまいります。**

２．ガイドラインの位置づけ（法的性質）

基準ではなく、考慮事項や想定される事例を例示したもの

●令和６年６月１１日参・法務委員会における出入国在留管理庁次長答弁（抄）

・（前略）施行までに在留資格を取り消すことが想定される事例などについてガイドライン等として公表することを予定しているものですが、**その形式や具体的な内容につきましては、国会における御議論を踏まえ、今後検討していくものと考えております。**そのため、**現時点においてガイドラインの法的性質をお答えすることは困難**であることは御理解いただきたい…

・（前略）**ガイドラインは、入管庁が最終的に法の執行において混乱等が生じることのないよう、法の解釈指針を可能な限り明確化していくために策定するもの**ですので、**永住者や他の機関である地方自治体、税務署及び裁判所の判断を一義的に拘束するような効力を有するものではない**と考えております。

国会審議の状況（ガイドラインに盛り込むべき事項について）

3．ガイドラインのポイント

1　故意に公租公課の支払をしないこと

●令和６年６月１１日参・法務委員会における出入国在留管理庁次長答弁（抄）（ほか同旨答弁多数）

・今般の永住許可制度の適正化は、適正な在留管理の観点から、永住許可後にその要件を満たさなくなった一部の悪質な場合について、その在留資格を取り消すことができるとするものです。そして、単に公租公課の支払をしなかったという事実のみをもって直ちに在留資格の取消し事由とすることは、永住者の本邦への定着性に鑑みて相当ではないと考えております。

・他方で、取消し事由として具体的な不払の金額や回数を規定することも相当ではないと考えているところ、**支払義務があることを認識しているにもかかわらずあえて支払をしない場合は、永住者の在留資格を認め続けることは相当でないと考えております。**そこで、あえてその行為をすることを意味する故意にとの文言を規定することにより、取消し事由をこのような悪質な場合に限定したものでございます。そのため、本人に帰責性があるとは認め難く、やむを得ず支払えないような場合には必ずしも悪質とは言い難く、故意に公租公課の支払をしないには該当しないものと考えております。

・なお、改正法案は、永住者の在留資格の取消しをしようとする場合は職権で他の在留資格への変更を許可するものとすると規定し、原則として他の在留資格へ変更することを明らかにしており、実際に永住者の在留資格が取り消されるのは、当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合に該当する場合に限られることとなります。

以上のことから、永住者の在留資格が**取り消される場合が一部の悪質な場合に限られることとなります。**

【ポイント】
①「故意に公租公課の支払をしない」について
② 通報の判断のための検討事項
③ 取消し/職権変更が想定される事例

2　入管法上の義務違反

●令和６年６月１１日参・法務委員会における出入国在留管理庁次長答弁（抄）

問　単にいずれかに該当すると思料する外国人、これは公租公課を故意に払わない場合や**在留カード、私がある外国人が在留カード不携帯だということを認識したら**、私、公務員です、そうしたら、それは通報することができるということでいいんですね。

（答）（前略）改正法案第六十二条の二は、第六十二条二項の規定に倣って同様に思料する旨規定したものでありますが、**改正法案における通報につきましては、参考となるガイドラインを作成、公表する予定**であり、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

【ポイント】
①「義務の遵守」（正当な理由の有無）の解釈・適用について
② 想定される該当/非該当事例の例示

3　特定の刑罰法令違反

●令和６年５月28日参・法務委員会における出入国在留管理庁次長答弁（抄）

問（前略）この一定の刑罰法令違反には、過失犯は含まれるのか。

（答）本法案による改正後の入管法第二十二条の四第一項第九号に規定する一定の罪は故意犯に限定され、過失犯は含まれておりません。

【ポイント】
①「一定の刑罰法令違反」の範囲・適用
② 想定される該当/非該当事例の例示

「故意に公租公課の支払をしない」の考え方

「故意に公租公課の支払をしない」について

【国会答弁】

●令和６年６月11日参・法務委員会における出入国在留管理庁次長答弁（抄）

・（前略）取消し事由として具体的な不払の金額や回数を規定することも相当ではないと考えているところ、

②支払義務があることを認識しているにもかかわらず、あえて支払をしない場合は、永住者の在留資格を認め続けることは相当でないと考えております。そこで、あえてその行為をすることを意味する故意にとの文言を規定することにより、取消し事由をこのような悪質な場合に限定したものでございます。そのため、

①本人に帰責性があるとは認め難く、やむを得ず支払えないような場合は必ずしも悪質とは言い難く、故意に公租公課を支払には該当しないものと考えております。

【立案の趣旨】

※ 永住者の定着性に鑑みて、「故意に」との文言を規定することにより、取消事由を、単に公租公課の支払をしない事実があるのみならず、悪質な場合に限定した。

※以下を判断要素としてはどうか。

①支払をしないことにやむを得ない事情がないこと
②支払義務があることを認識していながら、あえて支払をしないこと

判断要素の考え方

※ 判断要素について、以下のような考え方をガイドラインで示すこととしてはどうか。

①支払をしないことにやむを得ない事情がないこと

・病気、災害、失業などのやむを得ない事情により支払をすることができない場合はこれに該当しない。

②支払義務があることを認識していながら、あえて支払をしないこと

・対象者が支払義務があることを認識していることが必要であり、認識しているか不明な場合はこれに該当しない。
・支払能力があるにもかかわらず、支払をしないと認められる場合はこれに該当する。

（注）永住許可以降の過去の滞納についても、滞納当時に判断要素に該当していれば、本取消事由に該当しうる。

（参考）入管法と他法令に規定する「故意」の違い

入管法は、**外国人の在留の公正な管理を図ることなどを目的**とする法律であって、他法令とは目的が異なるため、**他法令における「故意」の意味とは必ずしも同じに解釈されるものではない。**

●令和６年６月６日参・法務委員会における出入国在留管理庁次長答弁（抄）（※他法令における「故意」について）

・**民法第七百九条**では、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うと規定されております。また、**刑法第三十八条第一項**では、罪を犯す意思がない行為は罰しないと規定されており、この罪を犯す意思が刑法上故意とされております。
・一般論として申し上げますと、法令の個別の文言につきましては、当該法令の目的のほか、具体的な条文の趣旨や内容等を踏まえて解釈されるものと承知しており、同じ文言が規定されていたとしても、それぞれの法令における文言について必ずしも同じ意味に解釈されるものではないと考えております。
・そして、入管法は外国人の在留の公正な管理を図ることなどを目的とする法律であって、民法、刑法とは目的が異なる上、今般、故意という用語を使用した改正法案第二十二条の四第一項第八号の規定は、在留資格の取消し事由に関するものであって、**民事又は刑事上の責任に関するものではないことから、民法、刑法における文言とは必ずしも同じ意味に解釈されるものではないと考えております。**

通報の判断の考え方

関係省庁と要調整

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

基本的な考え方

○　入管法第62条の２に基づく通報は、義務ではなく、国又は地方公共団体の職員が任意に考慮事項を検討し、通報を判断することとなる。
○　通報の目的は、入管法に基づく「外国人の在留の公正な管理を図ること」とともに、国又は地方公共団体にとっての「税金等の徴収の実現」があるところ、国又は地方公共団体の事務の過度な負担にならないなど、両者が適切に両立するよう、制度を運用していく必要がある。
○　通報を受けた場合は、当該外国人からの意見聴取等によって、事実関係を正確に把握した上で、法務大臣が取消しの要否等を判断する。

「通報」の判断のための検討事項

※ 以下の検討事項のいずれも満たすと判断される場合に「通報相当」とすることとしてはどうか。

ア　永住者の在留資格を有すること

イ　一連の徴収手続の中で把握した事実から、「故意に公租公課の支払をしないこと」の判断要素のいずれにも該当すると思料されること

・差押えなど執行可能な滞納処分を行う過程において、「故意に公租公課の支払をしない」の判断要素（①支払をしないことにやむを得ない事情がないこと、②支払義務があることを認識していながら、あえて支払をしないこと）のいずれにも該当する可能性があると考えられること。

「通報相当」と考えられる事例

※ 考えられる具体的な事例として、ガイドラインに記載してはどうか。

○　財産はあるものの、繰り返しの催告に誠実に応じず、今後も納付する見込みがない場合
○　財産調査の結果、差押え等の対応が困難であるが、社会通念上相当でない額の海外への送金や、不要な支出をしているなど、支払義務を認識していながら、あえて支払をしないと認められる場合

（注）本改正法以前からの滞納であっても、現に当該滞納に係る支払義務が継続しており、あえて支払をしていない場合を含む

「通報不要」と考えられる事例

○　催告等に応じており、納税の意思が認められる場合
○　病気、災害、失業など支払わないことにやむを得ない事情がある場合
○　生活保護を受給しており、課税等がされない場合

職権変更/取消し（在留不可）の判断の考え方

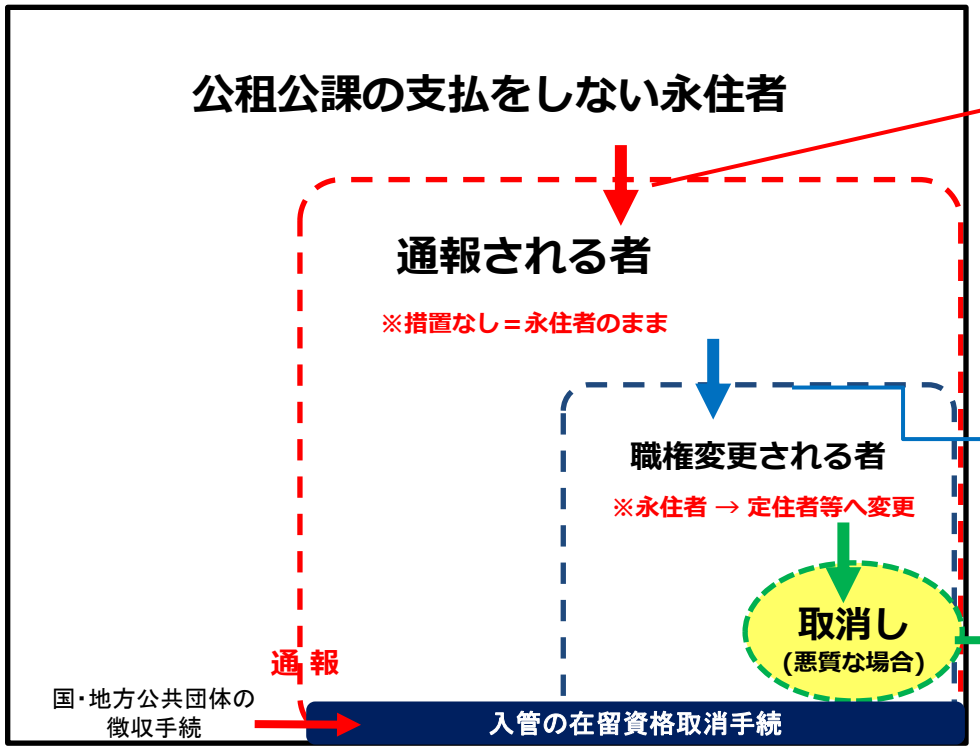

通報の判断

関係省庁と要調整

○ 永住者の在留資格を有すること

○「故意に公租公課の支払をしない」と思料されること

→ 徴収手続の中で、判断要素（①支払をしないことにやむを得ない事情がない、②支払義務があることを認識していながら、あえて支払をしない）のいずれにも該当すると思料されること。

通報の対象

「故意に公租公課の支払をしない」（取消事由該当性）の判断

○「故意に公租公課の支払をしない」の判断

→ 入管庁における「在留資格取消手続」において、事実の調査や意見聴取を通じて、支払わなかった経緯等を含め、「故意に公租公課の支払をしない」判断要素を確認した上、取消事由該当性を判断する。

→ 該当性なし → 措置なし＝永住者のまま

取消事由に該当
（職権変更/取消し）

職権変更/取消し（在留不可）の判断の考え方

職権変更 ＝ 右記取消しの場合を除き、法務大臣の職権で他の在留資格へ変更

定着性に配慮して、原則、「定住者」へ変更
定着性のない場合や、活動に応じた適当な在留資格がある場合には、その他の在留資格へ変更

※ その後要件を満たせば、再度の永住許可も可能

悪質な場合

取消し ＝ 引き続き在留することが適当でないと認める場合かどうかの判断（改正入管法第22条の６）

→ 取消事由に該当するに至った経緯、それまでの在留状況や今後の在留意向などを総合的に判断する。

具体的には、・今後も支払う意思がないことが明らか
・不払の態様（滞納回数、額、期間等）が社会通念上看過しがたい場合などを想定

※ 家族関係、人道上の配慮の必要性がある場合は、取り消さずに他の在留資格へ変更することもあり得る。

（参考答弁）●令和６年４月24日衆・法務委員会における法務大臣答弁（抄）

・（前略）変更する場合に具体的にどういう在留資格に変更するかということでありますが、これは、個々の外国人のその時々の在留状況や活動状況に鑑みて、引き続き本邦に在留するに当たって最適な在留資格を付与することを想定しております。一般的には、**ほとんどの場合、定住者になると思われます。**

・また、取消し事由に該当する、**当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合とは、当該取消し事由に該当するに至った経緯、それまでの在留状況や今後の在留意向などを総合的に判断することになります**が、例えば、今後も納税する意思がないことが明らかである場合や犯罪傾向が進んでいる場合などは、これに該当する場合があると考えられます。

スケジュールについて

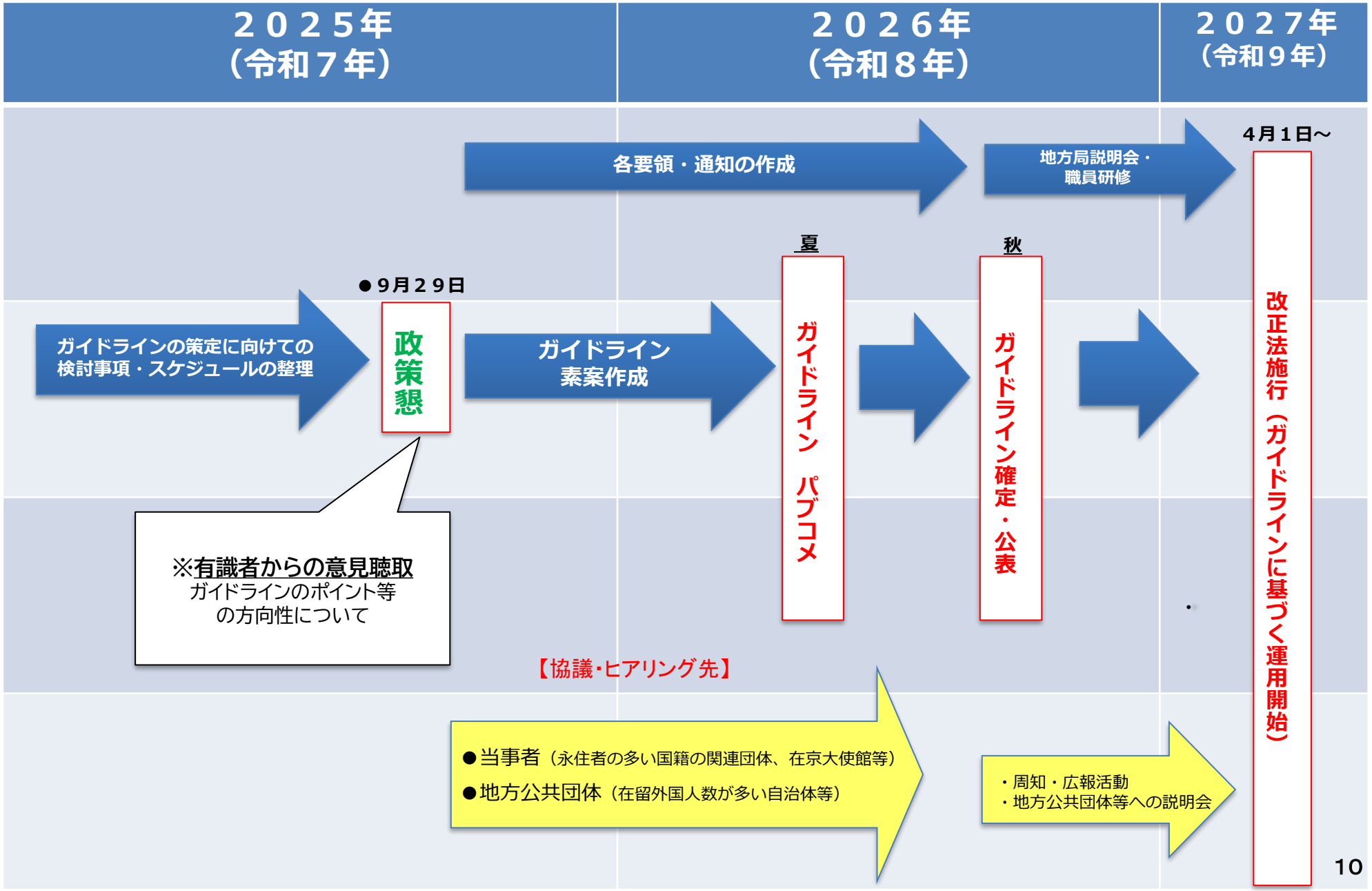
２０２５年
（令和７年）
２０２６年
（令和８年）
２０２７年
（令和９年）
各要領・通知の作成
地方局説明会・
職員研修
４月１日～
●９月２９日
ガイドラインの策定に向けての
検討事項・スケジュールの整理
政策懇
ガイドライン
素案作成
夏
ガイドライン パブコメ
秋
ガイドライン確定・公表
改正法施行（ガイドラインに基づく運用開始）
※有識者からの意見聴取
ガイドラインのポイント等
の方向性について
【協議・ヒアリング先】
●当事者（永住者の多い国籍の関連団体、在京大使館等）
●地方公共団体（在留外国人数が多い自治体等）
・周知・広報活動
・地方公共団体等への説明会

参考資料

永住者の在留外国人数及び在留資格取消件数

「永住者」をもって在留する外国人数の推移

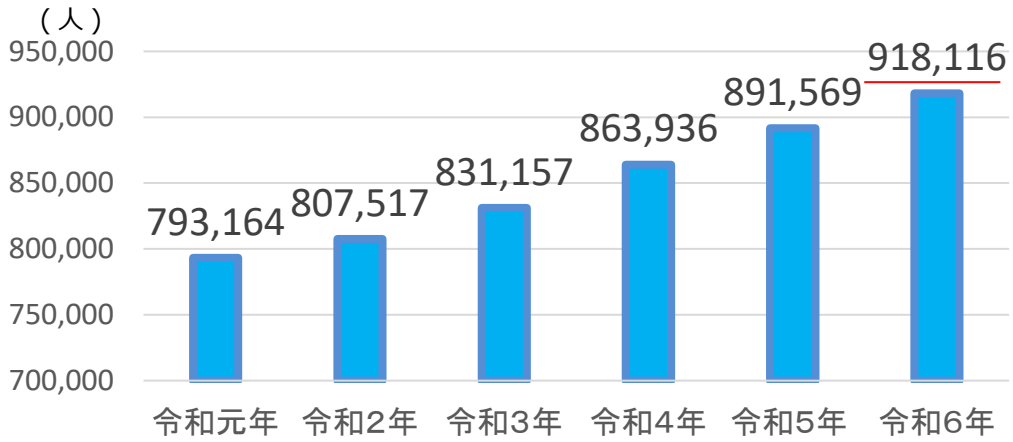

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
永住者数	793,164	807,517	831,157	863,936	891,569	918,116
在留外国人数	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,768,977
在留外国人に占める永住者の割合	27.0%	28.0%	30.1%	28.1%	26.1%	24.4％

（注）数値は、年末時点のもの。

■在留資格別　在留外国人の構成比（令和６年末）

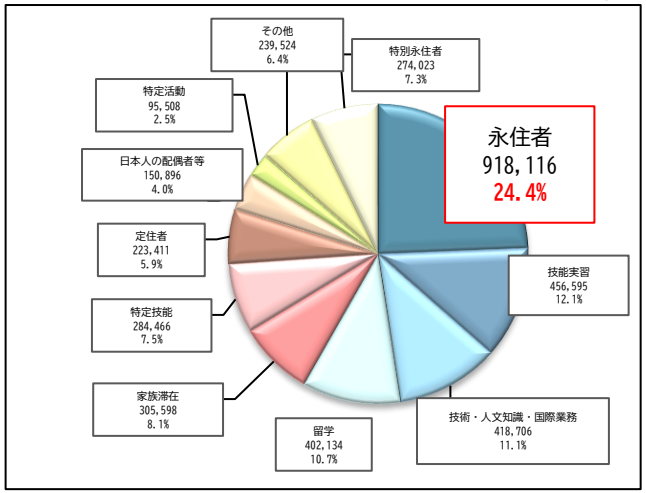

■「永住者」の国籍別人数・上位１０か国（令和６年末）

1　中国	343,816	6　ベトナム	28,070
2　フィリピン	141,798	7　台湾	25,594
3　ブラジル	116,818	8　タイ	21,957
4　韓国	76,346	9　米国	20,238
5　ペルー	33,140	10　インド	9,327

「永住者」の在留資格取消件数の推移

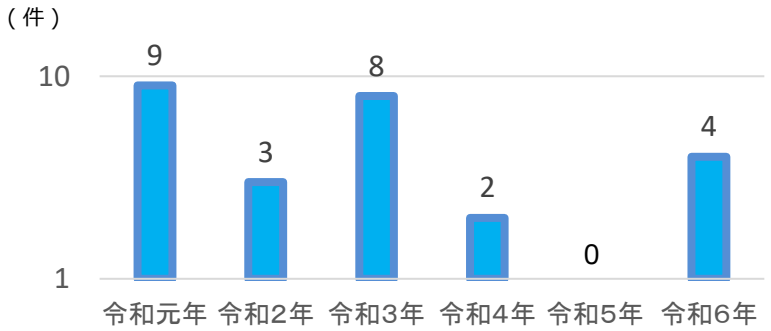

■国籍別の「永住者」の
在留資格取消件数（令和６年）

	永住者	全体
ベトナム	－	784
中国	1	109
ネパール	－	60
インドネシア	－	49
カンボジア	－	33
スリランカ	－	33
ウズベキスタン	－	32
その他	3	84
計	4	1,184

■取消事由別の「永住者」の
在留資格取消件数（令和６年）

	永住者	全体
第1号	－	6
第2号	－	72
旧第3号（注）	4	4
第3号	－	34
第5号	－	303
第6号	－	761
第7号	－	4
計	4	1,184

（注）旧第3号とは、偽りその他不正の手段により、上陸許可等を受けたもの

永住許可に関するガイドラインについて

①素行善良要件

法令を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること。

②独立生計要件

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること。

③国益要件

その者の永住が日本国の利益に合すると認められること。

- 原則として引き続き１０年以上在留していること（ただし、この期間のうち、就労資格（在留資格「技能実習」及び「特定技能１号」を除く。）又は居住資格で引き続き５年以上在留していること）。
- **納税義務等の公的義務を履行していること。**
- 最長の在留期間を有していること（当面の間、３年の在留期間を有している場合は、最長の在留期間をもって在留しているものと取り扱っている。）。
- 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと。

※原則１０年在留に関する特例

① 日本人、永住者及び特別永住者の配偶者等
→ 配偶者は実体を伴った婚姻が３年以上継続し、かつ、１年以上本邦に在留していること。その実子等は１年以上本邦に在留していること。

② 定住者及び難民又は補完的保護対象者の認定を受けた者
→ ５年以上本邦に在留していること。など